

平成22年度

健全化判断比率再審査意見書

平成23年9月30日

豊田市監査委員

## 平成 22 年度健全化判断比率再審査意見書

第 1 章 審査の対象 .....	1
第 2 章 審査の方法等 .....	1
第 3 章 健全化判断比率の状況 .....	2
1 実質公債費比率	
2 将来負担比率	
第 4 章 審査の結果（意見） .....	4

## 第1章 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）第3条第1項の規定に基づき、豊田市長から再審査に付された次の会計等に係る実質公債費比率及び将来負担比率について、同法に定めるところにより審査を実施した。

一般会計

特別会計（豊田市国民健康保険特別会計始め、豊田市財産区特別会計を除く13特別会計）

豊田市水道事業会計

一部事務組合（逢妻衛生処理組合）

広域連合（愛知県後期高齢者医療広域連合）

地方公社（豊田市土地開発公社）

出資団体等（株式会社豊田ほっとかんほか）

## 第2章 審査の方法等

審査は、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに必要な聞き取りを行った。

審査に当たっては、第1章に掲げた会計等の平成22年度決算について、収支の状況、基金及び借入金の状況のほか、将来の財政負担につながる繰出金、負担金、債務負担行為、損失補償、退職手当負担見込額等についても確認した。

健全化判断比率等の算定結果を記載した書類

実質公債費比率及び将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

その他説明のために提出された関係書類

なお、審査は平成23年9月29日から30日まで実施した。

### 第3章 健全化判断比率の状況

#### 1 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金（特別会計、水道事業会計、一部事務組合が起こした地方債に係る分を含む。）の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。これは、市全体の公債費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものである。

（単位：千円・％）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度
公債費充当一般財源等額 (A)	10,826,639	10,357,622	9,268,004	8,589,937
公営企業地方債償還充当分 (B)	4,253,013	4,358,290	3,259,088	3,136,618
一部事務組合等地方債償還充当分 (C)	754,062	189,548	111,385	35,659
公債費に準ずる債務負担行為 (D)	0	0	0	632,083
標準財政規模 (E)	144,224,781	151,060,499	127,401,214	99,833,977
公債費等の基準財政需要額算入額 (F)	9,428,566	10,437,914	9,867,860	10,174,902
比率(単年度) {(A + B + C + D - F) / (E - F)} * 100	4.75173	3.17698	2.35730	2.47537

年 度	比 率 (3か年平均)	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
20 (18～20年度平均)	4.5	25.0	35.0
21 (19～21年度平均)	3.4		
22 (20～22年度平均)	2.6		

注：(A)「公債費充当一般財源等額」は、一般会計等の公債費から、繰上償還額及び償還の財源に充当した特定財源を除いたものである。

(B)「公営企業地方債償還充当分」は、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の地方債の償還の財源に充てたと認められる一般会計からの繰出金である。

(C)「一部事務組合等地方債償還充当分」は、豊田三好事務組合（平成19年度まで）及び逢妻衛生処理組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる一般会計の負担金である。

(F)「公債費等の基準財政需要額算入額」は、地方債に関して、普通交付税の算定方法に従って算出された当該年度の基準財政需要額として算入される額で、一般会計等の公債費及び特別会計と一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てる一般会計等の負担分である。

## 2 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等の現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すものである。

(単位：千円・%)

区 分	金 額 ・ 比 率		
	20 年度	21 年度	22 年度
将来負担額 (A)	176,807,457	172,452,704	172,625,568
地方債の現在高 (a)	85,833,781	85,233,059	87,202,200
債務負担行為に基づく支出予定額 (b)	5,080,921	5,338,541	10,456,674
公営企業債等繰出見込額 (c)	58,136,878	55,199,695	46,277,658
組合負担金見込額 (d)	173,604	63,133	25,962
退職手当負担見込額 (e)	27,548,029	26,592,548	28,645,795
設立法人の負債額等負担見込額 (f)	34,244	25,728	17,279
充当可能財源等 (B)	218,257,624	204,134,245	207,959,587
充当可能基金 (g)	90,297,555	67,846,160	65,378,820
充当可能特定歳入 (h)	23,041,505	27,295,449	29,464,580
基準財政需要額算入見込額 (i)	104,918,564	108,992,636	113,116,187
標準財政規模 (C)	151,060,499	127,401,214	99,833,977
算入公債費等の額 (D)	10,437,914	9,867,860	10,174,902
比 率 $\{(A - B) / (C - D)\} * 100$	-29.4	-26.9	-39.4

早期健全化基準	350.0
---------	-------

注：(a)「地方債の現在高」は、一般会計等が起こした地方債の現在高である。

(b)「債務負担行為に基づく支出予定額」は、豊田市土地開発公社が先行取得した公共用地の取得予定額である。

(c)「公営企業債等繰出見込額」は、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰出見込額である。

(d)「組合負担金見込額」は、逢妻衛生処理組合が起こした地方債の償還に係る一般会計の負担金の見込額である。

(e)「退職手当負担見込額」は、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る特別職及び一般職の退職手当支給予定額である。

(f)「設立法人の負債額等負担見込額」は、市が損失補償した株式会社豊田ほっとかんの借入金に係るものである。

(g)「充当可能基金」は、地方債の償還額等に充当可能な財政調整基金始め32基金の現金預金等である。

- (h) 「充当可能特定歳入」は、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額で、地域総合整備資金貸付元金収入及び母子寡婦福祉資金貸付元金収入の全部、市営住宅使用料及び都市計画税収の一部、土地開発公社に対する貸付金の償還金、グリーン・クリーンふじの丘起債償還みよし市負担金である。
- (i) 「基準財政需要額算入見込額」は、地方債に関して、普通交付税の算定方法に従って算出された基準財政需要額として将来算入される額で、一般会計等の公債費、及び特別会計と一部事務組合が起こした地方債の償還の財源に充てる一般会計等の負担分である。
- (D) 「算入公債費等の額」は、実質公債費比率の算定における「公債費等の基準財政需要額算入額」と同じである。

## 第4章 審査の結果（意見）

以上、豊田市長から再審査に付された実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体財政健全化法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められた。